

◎議長（菅 野 修 一 議員）

皆さん、おはようございます。

これより、令和7年9月定例会を開会いたします。

出席議員も定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

この際、ご報告申し上げます。令和7年8月8日付で、令和・公明クラブ会長星川薫議員から大類好彦議員が会派を離脱した旨の届け出がありましたので、会派及び各派代表者会内規第2条第2項の規定に基づき、ご報告申し上げます。

本日の会議は、議事日程第1号によって進めます。

まず、日程第1、議席の変更を議題といたします。このたび、議員の所属会派の離脱により、議席を変更したいと思います。その議席番号及び氏名を、事務局長より朗読いたさせます。事務局長。

◎事務局長（菅 原 幸 雄 君）

命によりまして、朗読いたします。

議席番号6番菅藤昌己議員は7番に、7番畑中和恵議員は8番に、8番高橋隆雄議員は9番に、9番安井一義議員は10番に、10番菅野喜昭議員は11番に、11番和田哲議員は12番に、12番星川薫議員は13番に、13番大類好彦議員は6番に、それぞれ変更するものであります。以上です。

◎議長（菅 野 修 一 議員）

お諮りいたします。ただいま、朗読したとおり、議席を変更することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長（菅 野 修 一 議員）

ご異議なしと認めます。よって、朗読したとおり、議席を変更することに決しました。

それでは、ただいま変更いたしました議席にそれぞれ着席願います。暫時休憩いたします。

休 憩    午前10時03分  
再 開    午前10時04分

◎議長（菅 野 修 一 議員）

それでは再開いたします。

次に、日程第2、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、4番 土屋範晃議員、5番 鈴木清議員、6番 大類好彦議員、以上の3名を指名いたします。

次に、日程第3、会期の決定を議題といたします。議会運営委員長の報告を求めます。星川議会運営委員長。

〔議会運営委員長 星川 薫 議員 登壇〕

◎議会運営委員長（星 川        薫 議員）

おはようございます。議会運営委員会の審査の結果についてご報告申し上げます。

去る8月22日招集告示になりました今定例会に係る議会運営委員会を、8月29日午前10時から市役所会議室において開催し、当局から総務課長並びに財政課長の出席を求め、提出議案の概要を聴取するとともに、陳情案件、一般質問の人員等を十分考慮しながら、会期及び議事日程について慎重に審査を行ったところであります。

まず、議案の審議についてであります。補正予算議案4案件につきましては、開会初日に審議することといたしました。

決算議案6案件については、全議員をもって構成する決算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することといたしました。なお、決算特別委員会における総括質疑は、申し合わせにより、議長及び決算特別委員長を除外し、1人30分の持ち時間を、各会派及び会派に属さない議員の人員に応じ、割り当てることにいたしました。

その結果、今定例会の会期につきましては、皆様方のタブレットに掲載しております会期日程表のとおり、本日から9月30日までの23日間とすることに、意見の一致を見た次第であります。

何とぞ、当委員会の決定に対し、議員各位のご賛同をお願い申し上げ、報告といたします。

◎議長（菅 野 修 一 議員）

お諮りいたします。今定例会の会期は、ただ今、議会運営委員長から報告がありましたとおり、本日から9月30日までの23日間とすることに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長（菅 野 修 一 議員）

ご異議なしと認めます。よって、今定例会の会期は、本日から9月30日までの23日間とすることに決しました。

なお、会期中における諸会議の予定につきましては、皆様方のタブレットに掲載しております会期日程表のとおりでありますので、ご了承願います。

次に、日程第4、諸般の報告であります。事務局長に報告いたさせます。事務局長。

◎事務局長（菅 原 幸 雄 君）

諸般の報告をいたします。

最初に監査委員より議長あてに、8月実施分の例月

出納検査の結果について、地方自治法第235条の2第3項の規定により報告がありました。

次に、教育委員会から議長あてに、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定により、「令和7年度尾花沢市教育委員会事務の点検及び評価報告書（令和6年度事業分）」が提出されております。それぞれ、その写しをタブレットに掲載しておりますので、ご参照願います。

次に、6月定例会以降の議会事務処理状況につきまして、議会事務処理報告書に記載のとおりであります。

以上で、報告を終わります。

◎議長（菅野修一議員）

以上で諸般の報告を終わります。

続いて、議案の上程を行います。

日程第5、認第1号「令和6年度尾花沢市一般会計歳入歳出決算認定について」から、日程第19、議第41号「人権擁護委員の推薦について」までの15案件を一括上程いたします。

この際、市長より提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長 結城 裕 君 登壇〕

◎市長（結城 裕 君）

皆さん、おはようございます。議案の上程に先立ちまして、一言ごあいさつをさせていただきます。

議員の皆様方には、本市の市政発展のため、日夜ご尽力いただいておりますことに、衷心より感謝を申し上げます。

さて、8月15日に、尾花沢市はたちを祝う会が開催され、二十歳を迎えられました132名が参加され、晴れやかな門出を祝いました。式典では、心をこめて二十歳を祝うとともに、生まれ育ったふるさと尾花沢に誇りと愛着をもち、新たな希望と決意のもと力強く社会を歩んでもらいたいとエールを贈らせていただいたところであります。

また、8月27、28日には、夏の終わりを彩る「おばなざわ花笠まつり」が開催されました。諏訪神社の神輿行列は、あいにくの雨模様でありましたが、花笠踊り大パレードは天気にも恵まれ、市内外から訪れた多くの皆様に楽しんでいただき、盛大に開催することができました。参加されました皆様と、準備にご尽力を賜りました関係者の皆様に厚く御礼申し上げます。

それでは、今定例会に提案いたしました予算議案の概要について、説明申し上げます。

認第1号「令和6年度尾花沢市一般会計歳入歳出決算認定について」から、認第6号「令和6年度尾花沢市農業集落排水事業会計決算認定について」までの6

案件については、議会の認定をお願いするものです。

なお、各会計の決算については、監査委員によって審査がなされ、別冊の決算等審査意見書が提出されております。その内容については、後ほどご報告があると思いますが、決算の概要については会計管理者より説明いたします。

次に、補正予算について説明いたします。

議第33号「令和7年度尾花沢市一般会計補正予算（第5号）」についてですが、既定の歳入歳出予算の総額に、それぞれ15億1,535万7千円を追加し、予算の総額を187億7,896万2千円とするものであります。

歳出の主なものについては、財政調整基金積立金、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金基金積立金、特定地域づくり事業、「雪とスイカと花笠のまち」ふるさと尾花沢応援基金事業、環境衛生費、商業店舗活性化補助金、除排雪経費、工業団地内市道雪押場整備事業、道路新設改良事業（単独）、社会資本整備総合交付金事業、橋梁改修・補修工事、学習情報センター施設整備修繕事業、農業施設小規模災害復旧事業補助金、農業施設災害復旧事業などを追加するものです。

歳入については、個人住民税、特定地域づくり事業推進交付金、小規模農地等災害緊急復旧事業費補助金、「雪とスイカと花笠のまち」ふるさと尾花沢応援寄附金、介護保険特別会計繰入金、「雪とスイカと花笠のまち」ふるさと尾花沢応援基金繰入金、市債の道路新設改良事業、学習情報センター整備事業などを追加し、地方交付税、繰越金により予算を調製するものです。

第2表地方債補正については、清掃運搬施設等整備事業負担金のほか5件について、限度額を変更するものです。

議第34号「令和7年度尾花沢市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）」についてですが、事業勘定の既定の歳入歳出予算の総額に、それぞれ393万2千円を追加し、予算の総額を18億7,646万6千円とし、中央診療所施設勘定の既定の歳入歳出予算の総額に、それぞれ777万3千円を追加し、予算の総額を4億854万7千円とするものです。

事業勘定の歳出については、一般会計繰出金を追加し、歳入については、繰越金により予算を調製するものです。

中央診療所施設勘定の歳出については、中央診療所施設設備整備費基金積立金、一般会計繰出金を追加し、歳入については、繰越金により予算を調製するものです。

議第35号「令和7年度尾花沢市介護保険特別会計補正予算（第1号）」についてですが、既定の歳入歳出予算の総額に、それぞれ4,838万4千円を追加し、予算の総額を19億8,971万9千円とするものです。

歳出については、返納金、一般会計繰出金を追加し、歳入については、繰越金などを追加して予算を調製するものです。

第2表債務負担行為については、介護保険事業計画策定事業について、債務負担行為を設定するものです。

議第36号「令和7年度尾花沢市後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第1号）」についてですが、既定の歳入歳出予算の総額に、それぞれ5万6千円を追加し、予算の総額を2億6,713万円とするものです。

歳出については、一般会計繰出金を追加し、歳入については、繰越金を追加して予算を調製するものです。一般議案の概要についてご説明申し上げます。

議第37号「尾花沢市議会議員及び尾花沢市長の選挙における選挙運動に要する費用の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について」ですが、公職選挙法施行令の一部改正に伴い、条例の整備を図るため、提案するものです。

議第38号「尾花沢市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」ですが、人事院規則の一部改正に準じ、条例の整備を図るため、提案するものです。

議第39号「尾花沢市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」ですが、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、条例の整備を図るため、提案するものです。

議第40号「尾花沢市教育委員会委員の任命について」ですが、尾花沢市教育委員会委員の任期満了に伴い、その後任委員の任命について同意を求めるため、提案するものです。

議第41号「人権擁護委員の推薦について」ですが、人権擁護委員の任期満了に伴い、その後任委員の推薦を要するため、提案するものです。

以上が、今定例会に提案致しました議案の概要であります。審議の過程において、必要に応じて関係課長から説明いたさせますので、慎重なる御審議の上、原案のとおり御承認、御可決又は御同意くださいますようお願い申し上げます。説明を終わります。

◎議長（菅野修一議員）

次に、会計管理者より、各会計歳入歳出決算の概要説明を求めます。吉野会計管理者。

◎会計管理者（吉野真広君）

命により、「令和6年度尾花沢市歳入歳出決算書」の概要を説明いたします。タブレットに掲載しております、令和6年度決算書タブレット用をご覧ください。あらかじめ申し上げますが、インデックスページではなく、記載のページ数にて、ご説明いたしますので、ご注意事項です。

認第1号「令和6年度尾花沢市一般会計歳入歳出決算認定について」から、認第4号「令和6年度尾花沢市後期高齢者医療保険特別会計歳入歳出決算認定について」までの、各会計の歳入歳出決算の概要につきましては、「歳入歳出決算書」1ページの「令和6年度尾花沢市歳入歳出決算総括表」及び、3ページからの各会計の「歳入歳出決算書」に基づきまして、説明を申し上げます。

また、認第5号「令和6年度尾花沢市簡易水道事業会計決算認定について」から、認第6号「令和6年度尾花沢市農業集落排水事業会計決算認定について」までの、公営企業会計の歳入歳出決算の概要につきましては、「歳入歳出決算書」265ページからの「令和6年度尾花沢市簡易水道事業会計決算報告書」及び、286ページからの「令和6年度尾花沢市農業集落排水事業会計決算報告書」に基づきまして、説明を申し上げますので、ご参照をお願いいたします。

なお、各会計の歳入歳出額につきましては、決算書では円単位となっておりますが、千円単位で、また、率につきましては、小数点第1位にて、説明させていただきますので、ご了承をお願いいたします。

まず初めに、1ページ、2ページを、ご覧ください。「令和6年度尾花沢市歳入歳出決算総括表」について申し上げます。表下段、公営企業会計を除く、一般会計と特別会計を合わせた合計欄の予算現額229億3,980万3千円に対し、歳入決算額は222億5,403万円で、予算現額に対する割合は97.0%となります。また、歳出決算額は215億218万9千円で、同様に93.7%の割合となります。この結果、形式収支の歳入歳出差引残額は、7億5,184万1千円であります。

7ページ、8ページをご覧ください。認第1号「令和6年度尾花沢市一般会計歳入歳出決算書」について申し上げます。表下段、歳入合計の予算現額179億3,032万2千円に対し、収入済額は173億1,654万9千円で、96.5%の収入率となります。不納欠損額は709万6千円で、主なものは、1款市税であります。また、収入未済額は7億4,236万5千円であります。その主なものについては、3ページから8ページまでの収入未済額の欄をご覧ください。1款市税4,381万8千円、



14款使用料及び手数料1,864万1千円、15款国庫支出金3億8,592万3千円、16款県支出金6,192万6千円、22款市債2億2,740万円などであります。

なお、これらには、繰越明許事業として、翌年度に繰り越される事業の未収入特定財源が、含まれております。

次に歳出についてであります。11、12ページを、ご覧願います。表下段、歳出合計の支出済額は、167億5,742万2千円で、予算現額に対し、93.4%の執行率となります。令和7年度への繰越額は8億8,657万1千円で、その主なものは、3款民生費4,365万9千円、8款土木費2億451万9千円、10款教育費6,474万7千円、11款災害復旧費5億1,161万2千円などであります。

また、予算現額から支出済額と翌年度繰越額を差し引いた不用額は2億8,632万8千円で、その主なものは、2款総務費4,182万円、3款民生費3,846万8千円、6款農林水産業費2,524万2千円、8款土木費1億2,734万4千円、10款教育費2,632万5千円などであります。

この結果、形式収支の歳入歳出差引残額は、5億5,912万6千円でありますが、この中には、タブレット記載中、260ページ「令和6年度尾花沢市一般会計実質収支に関する調書」をご覧願います。表中段の翌年度へ繰り越すべき財源が2億801万8千円含まれておりますので、これを差し引いた実質収支額は3億5,110万9千円となります。

次に、特別会計の決算について申し上げます。戻りまして13、14ページをご覧願います。認第2号「令和6年度尾花沢市国民健康保険特別会計歳入歳出決算書」について申し上げます。

まず、事業勘定についてであります。表下段、歳入合計の予算現額22億5,608万7千円に対し、収入済額は22億683万5千円で、97.8%の収入率となり、不納欠損額は311万7千円、収入未済額は3,502万1千円であります。

次の15、16ページをご覧願います。表下段、歳出合計の支出済額は21億4,042万4千円で、予算現額に対して94.8%の執行率となり、不用額は1億1,566万2千円であります。この結果、17ページ、歳入歳出差引残額は6,641万円となります。

次に18、19ページをご覧願います。中央診療所施設勘定についてであります。表下段、歳入合計の予算現額3億8,967万9千円に対し、収入済額は3億8,362万3千円で、98.4%の収入率となります。

次の20、21ページをご覧願います。表下段、歳出合計の支出済額は3億5,585万円で、予算現額に対して91.3%の執行率となり、不用額は3,382万8千円であります。この結果、歳入歳出差引残額は2,777万3千円であります。

次に22、23ページをご覧願います。認第3号「令和6年度尾花沢市介護保険特別会計歳入歳出決算書」について申し上げます。表下段、歳入合計の予算現額20億8,920万1千円に対し、収入済額は20億7,188万2千円で、99.1%の収入率となり、不納欠損額は25万円、収入未済額は186万4千円であります。

次の24、25ページをご覧願います。表下段、歳出合計の支出済額は19億8,069万7千円で、予算現額に対し94.8%の執行率となり、不用額は1億850万3千円であります。この結果、歳入歳出差引残額は、9,118万4千円となります。

次に26、27ページをご覧願います。認第4号「令和6年度尾花沢市後期高齢者医療保険特別会計歳入歳出決算書」について申し上げます。表下段、歳入合計の予算現額2億7,451万4千円に対し、収入済額は2億7,513万9千円で、100.2%の収入率となり、不納欠損額は7万4千円、収入未済額は213万5千円であります。

次の28、29ページをご覧願います。歳出合計の支出済額は2億6,779万4千円で、予算現額に対し97.5%の執行率となり、不用額は671万9千円であります。この結果、歳入歳出差引残額は734万5千円となります。

次に、公営企業会計の決算について申し上げます。ページが飛びまして、265、266ページをご覧願います。認第5号「令和6年度尾花沢市簡易水道事業会計決算書」について申し上げます。初めに、収益的収支を申し上げます。収入決算額は2億7,764万円であり、支出決算額は2億6,340万円となります。また、267ページ、消費税及び地方消費税を除いた損益計算書における当年度純利益は、1,056万7千円となる決算内容です。

戻りまして、266ページ、資本的収支について申し上げます。収入決算額は1億5,359万5千円であり、支出決算額は1億5,632万7千円となります。資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額273万2千円は、当年度分、損益勘定留保資金を補てん財源として、充当いたしております。

次に、286、287ページをご覧願います。認第6号「令和6年度尾花沢市農業集落排水事業会計決算書」

について申し上げます。

初めに、収益的収支を申し上げます。収入決算額は、8,010万3千円であり、支出決算額は7,496万5千円となります。また、288ページ、消費税及び地方消費税を除いた損益計算書における当年度純利益は586万6千円となる決算内容です。

戻りまして、287ページ、資本的収支について申し上げます。収入決算額は4,017万4千円であり、支出決算額は4,272万2千円となります。資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額254万8千円は当年度分、損益勘定留保資金を補てん財源として充当いたしております。

次に、基金の主な状況であります。310、311ページをご覧ください。310ページ、4基金の(2)「尾花沢市財政調整基金」が、決算年度中に1,221万1千円の増となり、年度末現在高は9億8,359万9千円となっております。

また、312ページ(14)「雪とスイカと花笠のまちふるさと尾花沢応援基金」が2億163万円増の12億4,426万7千円となっております。

なお、令和6年度決算における、普通会計の主な財政指標につきましては、タブレット内の令和6年度決算主な財政指標及び令和6年度主要な施策の成果と予算執行の実績報告書の2ページ上段の表に記載してございますのでご参照願います。

以上が、地方自治法に基づきました令和6年度一般会計、各特別会計及び公営企業会計の決算調製の概要であります。この他、詳細につきましては、各会計の歳入歳出決算事項別明細書及び実質収支に関する調書、並びに財産に関する調書を添付いたしておりますので、これらをご参照のうえ、ご審議くださいますようお願い申し上げます、説明を終わらせていただきます。以上であります。

◎議長(菅野修一議員)

次に、監査委員より、尾花沢市決算等審査意見書が提出されておりますので、その説明を求めます。丹川監査委員。

〔監査委員 丹川弘行 君 登壇〕

◎監査委員(丹川弘行君)

おはようございます。ご報告を申し上げます。令和6年度の決算審査、並びに地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく審査につきましては、私ども、監査委員2名で審査を行いまして、双方の意見が一致いたしましたので、監査委員を代表して、私から、その経過と結果につきまして、ご報告を申し上げます。

まず、決算審査について、申し上げます。先に配布いたしております、審査意見書の1ページをお開き願います。

審査の対象であります。令和6年度尾花沢市一般会計及び各特別会計の歳入・歳出決算、各会計実質収支に関する調書、財産に関する調書及び各基金の運用状況につきまして、審査を行ったところであります。

審査の期間については、令和7年7月3日から31日まで実施いたしております。

次に審査の方法であります。令和7年7月1日付けをもって、市長より審査に付されました当該決算書等につきまして、法令への準拠、計数の正確性、予算執行の適正化が図られているかなどにつきまして、尾花沢市監査基準に則り、関係書類と照合審査するとともに、関係職員から説明を聴取するなどによりまして審査を実施いたしました。

次に、審査の結果について申し上げます。審査に付された各会計の決算及び附属書類は、いずれも法令にしたがって処理されており、計数的にも正確で予算の執行についても、適正と認めたところであります。

また、各基金につきましては、それぞれの設置目的に沿って運用され、かつ計数は正確であり、その執行は適正であると認めたところであります。

次に、審査の詳細な意見及び項目ごとの分析結果について申し上げます。

審査意見書の2ページ、3ページを、お開き願います。

まず、一般会計と特別会計を合わせた総額ですが、歳入は222億5,403万円、歳出は215億218万9千円で、前年度に比べ、歳入が21億9,174万6千円の増、歳出は25億2,042万7千円の増となりました。歳入歳出差引残額から、翌年度へ繰り越すべき財源を差し引いた実質収支額は、5億4,382万3千円となり、さらに前年度実質収支額を差し引いた単年度収支額は4億793万4千円の赤字となっております。

次に、一般会計について申し上げます。

一般会計の歳入は、前年度に比べ26億7,824万8千円の増、歳出でも27億7,085万8千円の増となり、歳入歳出差引残額から、翌年度へ繰り越すべき財源を差し引いた実質収支額は3億5,110万9千円となっております。歳入について、前年度と比較しますと、自主財源では、寄附金が16億6,099万3千円となり、前年度に対し3億7,726万4千円の増となりました。依存財源では、地方交付税、市債等が大幅に増加したことにより、歳入総額に占める自主財源の割合は、37.7%

となり、前年度に比べ、2ポイント減少しております。

次に、歳出について、普通会計性質別経費に分類し前年度と比較しますと、義務的経費は、給与等の改定を行ったことから1億764万4千円の増となりました。投資的経費は、統合小学校建設に伴い普通建設事業費が増加したため、8億565万2千円の増となりました。その他の経費では、除排雪経費を含む維持補修費等の増によりまして5億9,161万9千円の増となっております。

その結果、各性質別経費の構成比は、義務的経費が31.9%、投資的経費が12.3%、その他の経費が55.8%となっております。

次に、普通会計における財政指標についてですが、財政構造の弾力性を示す経常収支比率につきましては90.1%で、前年度より0.3ポイント増加しております。

また、財政力を判断する財政力指数は0.28で、前年度と同数となっております。公債費における財政負担の程度を示す実質公債費比率は1.3ポイント上昇し10.3%となっております。

また、市債の当該年度末残高は117億5,816万8千円で、前年度に比べ2億8,560万8千円増加しております。

次に、特別会計について申し上げます。歳入総額は49億3,748万1千円、歳出総額は47億4,476万7千円で、前年度に比べ、歳入は4億8,650万1千円減少し、歳出は、2億5,043万1千円の減少となりました。

また、一般会計からの繰入金総額は7億3,607万3千円で、前年度に比べ1億4,294万3千円減少しております。

次に、収納率と収入未済額について申し上げます。

収納率は、市税が97.1%で、前年度に比べ0.9ポイント上昇し、国民健康保険税が90.8%で4.4ポイント上昇しております。

また、一般会計と特別会計を合わせた不納欠損額は、1,053万8千円で、市税分は709万6千円、国民健康保険税分は311万7千円となっております。

また、市税収入未済額は4,381万9千円で、前年度より474万1千円減少し、国民健康保険税の収入未済額は3,461万9千円で、前年度より333万9千円の減となっております。

今後とも、時代に即した多様な手法により、収納率の向上と、収入未済額の縮減に努められますよう、お願いいたします。

次に、積立基金について、申し上げます。

当年度末の基金合計額は47億4,680万8千円で、前年度より5億1,858万9千円増加しております。その主な要因は、ふるさと尾花沢応援基金等が増加したことによるものであります。今後も、計画的かつ各基金の設置目的に沿った利活用をお願いいたします。

令和6年度は、7月に発生した豪雨災害、また、2月には豪雪に見舞われ、道路、農地等に大きな被害をもたらしましたほか、人的被害や建物被害が多数発生いたしました。このような中で、4月に開校された尾花沢すいか農学校には、高い関心が寄せられております。また、徳良湖スノーランドに、Wi-Fi環境を整えられるなど、本市の特産品や自然環境を活かした新たな魅力づくりに努められました。

一方、今後予定されている大規模事業に伴い、限られた財源の活用と積極的な財源の確保に取り組むことが求められる中、当年度におきまして発生した支払の遅延、あるいは入札事務執行誤りによる賠償金の支払、また、安易な一時借入に伴う利子の支払等は適正な事務執行によりまして再発することのないよう、要望いたします。

続きまして、公営企業会計の決算審査について申し上げます。

50ページをお開き願います。審査の期間であります。令和7年6月13日から17日まで実施いたしております。

審査の方法であります。6月13日付けで、市長より審査に付された、決算書類が各事業の財務状況、及び経営成績を適正に表示しているかどうかの検証をおこなうため、会計簿、証書類と照合を行うなどして審査を実施いたしました。その審査の結果について、申し上げます。

簡易水道事業会計及び農業集落排水事業会計につきましては、決算報告書、財務諸表及び附属書類を関係帳票書類と照合審査を行った結果、地方公営企業法に準拠して作成されておきまして、計数も正確で、経営成績及び財務状況を的確に表示しており、適正な決算と認めたところであります。

審査の意見を申し上げます。63ページをお開き願います。

初めに、簡易水道事業会計についてですが、公営企業会計初年度でありました6年度の経営成績は、事業収益が2億6,661万6千円、事業費用が2億5,604万8千円で、1,056万8千円の純利益となり、同額が、当年度末、未処分利益剰余金に計上されました。一般会計からの繰入額は、基準内の繰入金として4,501万



8千円が繰り入れられたほか、基準外として6,260万7千円が繰り入れられました。

今後は、未収金対策を強化するなど、使用料収入の確保等を的確に図り、繰入額の縮減に努めていただくよう要望いたします。

次に、農業集落排水事業について申し上げます。76ページをお開き願います。

公営企業会計初年度の経営成績は、事業収益が7,894万6千円で、事業費用が7,307万9千円で、586万6千円の純利益となり、同額が、当年度末、未処分利益剰余金に計上されております。一般会計からの繰入金は、基準内の繰入として2,484万4千円が繰り入れられたほか、基準外として、3,855万4千円が繰り入れられております。

引き続き、未接続世帯を対象とした啓発活動を強化しまして、繰入額の縮減に努めていただくよう要望いたします。

続きまして、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」による各指標の審査について、申し上げます。77ページをお開き願います。

審査の期間であります、令和7年7月28日から31日まで実施いたしました。

審査の概要であります、この財政健全化審査は、市長より審査に付されました、令和6年度尾花沢市財政健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類について、適正に作成されているかを主眼として、関係書類と照合するとともに、関係職員から説明を聴取しながら、審査を実施したところであります。

その審査の結果について、申し上げます。

審査に付されました実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率及び、その算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも、適正に作成されているものと認められました。

個別意見といたしましては、実質赤字比率、連結実質赤字比率は、それぞれ黒字となっております。また、実質公債費比率は10.3%で、前年度と比較し1.3ポイント上昇しておりますが、将来負担比率については、22.8%で、8.2ポイント改善いたしております。

各比率とも、早期健全化段階を示す基準を下回っていることから、健全な数値であると判断したところであります。引き続き、財政の安定化を図られますよう要望いたします。

次に、簡易水道事業会計及び農業集落排水事業会計の経営健全化審査について申し上げます。

財政健全化法の公営企業会計に該当する公営企業会計の資金不足比率について審査を行いました、各会計とも収支が黒字であるため、資金不足は発生しておりません。

また、当該算定の基礎となる事項を記載した書類につきましても、適正に作成されたものと認められました。

以上が、当方で実施しました審査の経過と結果であります。市長事務部局をはじめとして、各行政委員会を含む、市当局からは、長期間にわたりまして、審査にご協力をいただき、今定例会に、その審査結果についてご報告申し上げる運びとなったところであります。

結びに、審査に当たりまして、多くの資料の提出と詳細な説明をいただきました各課長をはじめとする職員の皆様に、御礼を申し上げまして、報告とさせていただきます。ありがとうございました。

◎議長（菅野修一議員）

続いて議案の審議を行います。

この際、お諮りいたします。日程第20、議第33号「令和7年度尾花沢市一般会計補正予算（第5号）」から日程第23、議第36号「令和7年度尾花沢市後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第1号）」までの4案件の審議については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長（菅野修一議員）

ご異議なしと認めます。よって、4案件の審議については、委員会付託を省略することに決しました。

まず、日程第20、議第33号「令和7年度尾花沢市一般会計補正予算（第5号）」を議題といたします。

これより質疑に入ります。ご質疑ありませんか。青野議員。

◎1番（青野隆一議員）

それでは、私から2点ほどお伺いさせていただきます。

1点目は、2款1項3目財政調整基金でございますけれども、本市の適正な財政基金の考え方についてお伺いいたします。

2点目は、2款1項11目特定地域づくり事業でございますけれども、小国町の小国マルチワーク事業共同組合のホームページを見させていただきました。これによりますと、派遣先企業については、農業、宿泊業、製造、酒造業など、組合に加盟する企業の業務に従事をする。収入については、8万8,000円から20万円前

後、月額にして。年額にしますと、105万6,000円から240万円前後というようなことになっておりました。本市の場合の派遣先企業、あるいは収入について、どのように考えているのかをお伺いいたします。

また、居住いわゆる定住を目的とするのであれば、住居について、どのように考えておられるか、お尋ねいたします。

◎議長（菅野修一議員）

財政課長。

◎財政課長（菅野智也君）

財政調整基金の適正規模ということでございますが、こちらにつきましては、全国統一的なルールというのはございません。ただ、これまで議会のほうに説明させていただいておりますのは、標準財政規模の1割、それに2億円ほどを足しまして、8億5,000万円ほど、本市のほうでは確保したいというような考えでございます。この度、7年度中ですけれども、財政調整基金の取り崩しがあった関係で、現在8億2,000万円ほどというふうになっておりますけれども、年度内に積み増しをして、8億5000万円まで持っていきたいなというふうに考えております。以上です。

◎議長（菅野修一議員）

定住応援課長。

◎定住応援課長（鈴木賢君）

お答えします。それでは、特定地域づくり事業、尾花沢の尾花沢マルチワーク事業協同組合の部分であります。小国のマルチワークの事例もあったようでありますけれども、本市におきましても、今回7月に立ち上げました。そして、内容的でありますけれども、農業ではスイカや大根など、春から11月にかけて、また除雪業ということで、冬期間。また、他には観光業、製造業、こちらも観光業に対しては通年、特に冬などを見込んでおります。製造業のほうも、10月以降の冬期間などを計画し、尾花沢にあったマルチワーク、季節ごとの労働ということで、立ち上がったわけでありまして、年間を通じて、正職員という形もありまして、目安的には、月やはり20数万円、年間200万円前後を目指して、これから取り組んでスタートする予定であります。以上です。

失礼しました。あの住居要件のほうも、我々定住応援課としましても、他の市町村から来ていただく部分もありますが、本市からも移住しないような形も含めて、優先順位は他市から来る部分があるかもしれませんが、その人たちを定住させ、そして、我々のアパート暮らしの助成であったり、宅地の補助などを

しながら、していきたいと思います。以上です。

◎議長（菅野修一議員）

青野議員。

◎1番（青野隆一議員）

財政調整基金の基本的な考え方については、標準財政規模1割プラス2億円ということでございます。ちょっと近隣の財政調整基金の金額を見ますと、標準財政規模の1割だったり、2割だったり、いろんな考え方があろうかと思います。今回の決算額が、173億1,000万円ということで、そしてまた今回の令和7年度の一般会計補正予算額も、180億円、190億円に近いという、かつてない大きな財政規模になっているということを考えますと、やはり私はこの財政調整基金というのは、非常にこれから、尾花沢市の、行政運営にとっても非常に大事な役割を果たしてくるのかなというふうに思っておりますので、改めまして、近隣の動向なども含めながら、尾花沢市のふさわしい基金のあり方について、ぜひご検討いただきたいなと思っております。積み増しも含めてということでございましたので、よろしくお願ひしたいと思います。

あと、特定地域づくり事業ですけれども、いわゆるこの組合に加盟する企業の業務に従事しているというのが、小国町でございましたけれども、その要件についてはどのように考えているのか、お伺いしたいなと思います。やはり収入は、小国町の例を申し上げて非常に低いなというので、ちょっと思ったんですが、やはりしっかりと尾花沢で、2名の方が、社員として勤めるとすれば、やはり相当のその労働条件、賃金も含めた、やはり確保というのは、非常にこの確保していきながら、やっぱりこうつないでいかないと、なかなか永住といえますか、またその長年にわたって、社員として勤め、大変な苦労があらうかなと思いますが、その辺についても改めてお考えをお伺いしたいと思います。

◎議長（菅野修一議員）

定住応援課長。

◎定住応援課長（鈴木賢君）

お答えします。先ほどの農業をはじめ、さまざまな業種の説明をしましたけれども、この業種の組合員の皆様、10名ほどの組合員の皆様の場所で、お仕事を季節ごととするようなイメージとなっております。以上です。

◎議長（菅野修一議員）

青野議員。

◎1番（青野隆一議員）



市長の公約であります、この特定地域づくり事業、いよいよスタートするということで、これからですね、やっぱり尾花沢の定住、あるいは人口減少等々についても、大きな力になっていただきたいなというふうに思いますので、とりあえず2名からということでございますが、ぜひその辺の条件についても、整備をしていただいて、ぜひ拡大していただきたいなというふうにご要望を申し上げたいと思います。以上でございます。

◎議長（菅野修一議員）

ほかに。菅藤昌己議員。

◎7番（菅藤昌己議員）

青野議員とちょっとかぶるんですけど、まず、地域開発の特定地域づくり事業ですけども、出捐金が300万円というところで、市が300万円を出資するところなんですけれども、その出資額300万円の他に、出捐金を出される方、その資金はいくらですか、ちょっとお伺いします。

◎議長（菅野修一議員）

定住応援課長。

◎定住応援課長（鈴木賢君）

お答えします。出捐金であります、こちらは主に公共的な目的で、特定の事業や団体に対して資金を提供するお金であります。今回のこの部分は、社会貢献や、公共の利益を目的として行われていることから、出捐金を出すと。なお、この組合に対してでありますけれども、今回スタートする組合の設立を支援するもの、そしてこれは、重要な役割を果たしているってような部分で、300万円を計上しているところであります。以上です。

◎議長（菅野修一議員）

菅藤議員。

◎7番（菅藤昌己議員）

その出資者ですけども、市だけなのかということで、ちょっと言ったんですけども、その点と、あと将来的に、この出捐金が300万円で維持するのかなと思っていますところ。今回財源として、180万9,000円を足して480万9,000円ということで、予算化されているかと思うんです。この出資したその組合員には、今後ともいろんな形で、追加の割りはあるのかどうか、やっぱり出捐金でやってもらうということが大原則だと思いますけれども、その出捐金の他の出捐金があるのかどうか、ちょっとお伺いします。

◎議長（菅野修一議員）

定住応援課長。

◎定住応援課長（鈴木賢君）

説明不足で大変失礼しました。組合員の10名を想定する皆さんからも、出資金というような形で、出捐金プラスアルファを集めるものでスタートするものであります。補助金であります、こちらは全体的にあの組合の運営費となっております。こちらの主なものは、派遣者の賃金、お2人の賃金、そして正社員ということで、福利厚生研修費、そしてその事務局組合の職員給与、福利厚生費、会議費、印刷費、広告宣伝費等をしまして、この市の補助金でありますけれども、財源としましては、半分が国庫の特定地域づくり事業推進交付金を見込んでいますところあります。以上です。

◎議長（菅野修一議員）

菅藤議員。

◎7番（菅藤昌己議員）

出資者が出捐金が300万円って分かりました。組合員が出資しているってことなんですけれども、組合員だけですか。その出捐金が今後ともいろんな形で募集して、この出捐金が300万円、将来的には、少ないような感じがしますけれども、そういう組合員を増やしながら、その出捐金を増やしていただくということが重要なと思っているところです。この、いろんな派遣会社ですから、いろんな派遣法で、さまざまなこの法律があるかと思うんです。で、その大きなその派遣会社と、この組合の大きな違い、端的にちょっと教えていただきたいんですけれども。

◎議長（菅野修一議員）

定住応援課長。

◎定住応援課長（鈴木賢君）

まず、組合員の方からは、今回のスタートに対しては、アドバイザーが間に入りながら、いろいろ積算したんですけども、組合費は1万円からスタートしているところであります。そして、組合の皆様も、さまざまな業種がありますが、今回の組合の10名をスタートしながら、そして今後、さまざまな業種に拡大するかを含めて、検討していくような形で、進んでいくものと思われます。以上です。

◎議長（菅野修一議員）

他にございませんか。鈴木清議員。

◎5番（鈴木清議員）

私からは8款2項3目の道路新設改良費建設課ということで、質問させていただきます。まず、児童の安全な通学のために、歩道部に車両進入を阻止するための、ポールボラードを設置するとありますが、どれくらいの何メートルぐらいなのか、冬場は取り外すもの

なのかをお尋ねしたいと思います。

◎議長（菅野修一議員）

建設課長。

◎建設課長（鈴木敏君）

ボラードを設置する延長でございますけれども、約350メートルを予定しております。設置するボラードでございますけれども、取り外し可能なボラードを予定しております。ただ、あの取り外したほうが、除雪は綺麗になるんですけども、ただ、取り外して綺麗に取ってしまうと、安全上問題も出てくるかと思われるので、基本的には安全にボラードはつけたままで、除雪も綺麗にこう除雪して、雪の壁がなくなるような歩道ということで考えております。以上です。

◎議長（菅野修一議員）

鈴木清議員。

◎5番（鈴木清議員）

統合小学校の歩道は西向きって言いますか、風雪にさらされる場所でありますので、特に冬場の安全を確保して、ボラードを設置していただきたいと思います。以上で終わります。

◎議長（菅野修一議員）

他にございませんか。質疑もないようでありますので、終結いたします。

次に討論であります。通告がありませんので終結いたします。

これより、議第33号を採決いたします。本案を原案のとおり決するに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長（菅野修一議員）

ご異議なしと認めます。よって、議第33号を原案のとおり決しました。

次に、日程第21、議第34号「令和7年度尾花沢市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）」を議題といたします。

これより質疑に入ります。ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長（菅野修一議員）

質疑もないようでありますので、終結いたします。

次に討論であります。通告がありませんので終結いたします。

これより、議第34号を採決いたします。本案を原案のとおり決するに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長（菅野修一議員）

ご異議なしと認めます。よって、議第34号は原案の

とおり決しました。

次に、日程第22、議第35号「令和7年度尾花沢市介護保険特別会計補正予算（第1号）」を議題といたします。

これより質疑に入ります。ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長（菅野修一議員）

質疑もないようでありますので、終結いたします。

次に討論であります。通告がありませんので終結いたします。

これより、議第35号を採決いたします。本案を原案のとおり決するに、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長（菅野修一議員）

ご異議なしと認めます。よって、議第35号は原案のとおり決しました。

次に、日程第23、議第36号「令和7年度尾花沢市後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第1号）」を議題といたします。

これより質疑に入ります。ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長（菅野修一議員）

質疑もないようでありますので、終結いたします。

次に討論であります。通告がありませんので終結いたします。

これより、議第36号を採決いたします。本案を原案のとおり決するに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長（菅野修一議員）

ご異議なしと認めます。よって、議第36号は原案のとおり決しました。

以上で、本日の会議の日程は全部終了いたしました。本日は、これにて散会いたします。大変ご苦勞様でございました。

散 会      午前11時18分